

令和5年度埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業実施要綱(以下、実施要綱という。)に定める検査を受検した妊婦のうち、実施要綱第9条第2項の規定による費用負担が困難な場合における妊婦への検査費用の助成については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、実施要綱第5条に規定する検査の受検にかかった費用とする。なお、検査実施医療機関等において検査費用以外の費用が生じた場合は、当該費用は補助の対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「対象者」という。)は、実施要綱第3条の規定に該当する妊婦のうち、埼玉県外のかかりつけの産科医療機関等の医療機関において実施要綱第4条、第5条、第6条及び第8条第1項に該当する検査を受け、妊婦が検査費用を負担した者とする。

(補助額)

第4条 補助内容は、以下のとおりとする。

- 1 補助額は、9千円又は検査費用の額のいずれか低い額とする。
- 2 補助を受けることができる回数は、妊婦1人あたり1回までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の申請は、埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金交付申請書(様式第1号)、埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金実績報告書兼補助金請求書(様式第2号)及び次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 次のアからエまでに掲げる事項がすべて記載された検査実施医療機関等の発行する領収書の写し
 - ア 受検者の氏名
 - イ 領収金額
 - ウ 領収年月日
 - エ 医療機関名
- (2) 診療明細書等の検査を受検したことがわかる書類
- (3) 振込先の金融機関口座等が確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和5年10月31日までにを行うものとする。

(交付決定及び交付確定)

第6条 知事は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 知事は、助成金の交付を決定したときは、規則第7条に定める交付決定兼交付確定通知を、埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金支給決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により、当該申請をした妊産婦に対し通知するとともに、助成金を支給する。

3 知事は、助成金の不交付を決定したときは、埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした妊産婦に対し通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。